

# 長柄町 空き家バンク登録促進事業補助金について

施行：平成29年4月

改正：平成31年3月

## 目 的

空き家バンク制度の利用の活性化を図り、空き家を有効活用した長柄町への移住及び定住を促進するため、「空き家改修」、「空き家の家財道具等処分、清掃」、「仲介手数料、登記及び引越し」の費用の一部を補助する制度です。

## 1. 空き家改修事業補助金

対象者	<p>(1) 空き家の購入者</p> <p>(2) 空き家の賃借者（所有者の同意が必要です。）</p> <p>(3) 空き家を賃貸しようとする所有者（賃貸する相手が配偶者又は3親等以内の血族若しくは姻族又は暴力団員でないこと）</p> <p>※（1）（2）の方は次のすべてに、（3）の方は③、④、⑤に該当すること</p> <p>① 物件の購入又は賃借の開始後、長柄町に住民登録し、かつ5年以上継続して居住すること</p> <p>② 空き家の所有者の配偶者又は3親等以内の血族若しくは姻族でないこと</p> <p>③ 暴力団員ではないこと（世帯員含む。）</p> <p>④ 過去にこの事業の補助金を受けていない者</p> <p>⑤ 納付すべき市区町村民税の滞納していない者</p>	
対象事業	<p>○ 施工業者に発注して住宅の機能向上のために行う次の改修工事（業者請負型）</p> <p>(1) 台所、浴室、便所、洗面所等の改修工事</p> <p>(2) 内装、屋根、外壁等の改修工事</p> <p>(3) 耐震補強工事その他空き家の耐久性を高める工事</p> <p>○ 改修工事の一部または全部を、請負契約によらず申請者自らが行き、上記の内容に該当する工事（セルフリノベーション型）</p>	<p>× 対象外工事の主なもの</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・カーテン、ブラインドの設置のみ</li><li>・家電製品、家具等の購入</li><li>・併用住宅における居住部分以外の工事</li><li>・外構工事</li><li>・生垣造成等環境緑化工事</li><li>・害虫駆除</li><li>・車庫・物置設置工事</li><li>・住宅の取り壊し工事のみのもの</li></ul>
補助金額	<p>○ 対象事業費の3分の2に相当する額（千円未満切捨て）</p> <p>○ 限度額 業者請負型 100万円</p> <p>セルフリノベーション型 20万円</p> <p>※業者請負型は10万円以上、セルフリノベーション型は5万円以上の工事が対象です。</p> <p>※着工、着手前に申請が必要となります。</p> <p>※空き家バンクに登録した物件に限ります。</p>	

## 2. 空き家家財道具等片づけ事業

対象者	<p>次のすべてに該当する方</p> <p>①空き家を売却又は賃貸しようとする所有者（売買又は賃貸する相手が配偶者又は3親等以内の血族若しくは姻族又は暴力団員でないこと）</p> <p>②暴力団員ではないこと</p> <p>③過去にこの事業の補助金を受けていない者</p> <p>④納付すべき市区町村民税の滞納していない者</p>	
対象事業	<p>一般廃棄物処理業者又は事業者へ委託し、又は委任して行う次の事業</p> <p>①空き家に残存する家財道具等に係る処分、除去費用</p> <p>②空き家又はその敷地内の清掃・除草費用</p>	<p>○具体例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家財の収集から運搬、処分までの業者委託処分費</li> <li>・仏壇の処分（おみたま抜きに係る費用含む。）</li> <li>・ハウスクリーニング、排水管清掃、除草などの清掃費</li> <li>・町外に居住する所有者等に代わり家財道具の処分手続き等を代行してもらう代行費</li> </ul>
補助金額	<p>○対象事業経費の3分の2に相当する額（千円未満切り捨て）</p> <p>○限度額 20万円</p> <p>※着工、着手前に申請が必要となります。</p> <p>※空き家バンクに登録した物件に限ります。</p>	

### 3. 空き家利用者応援事業

対象者	<p>空き家の購入又は賃借する方で次のすべてに該当する方</p> <p>① 物件の購入又は賃借の開始後、長柄町に住民登録し且つ5以上継続して居住すること</p> <p>② 空き家の購入又は賃借した相手方の配偶者又は3親等以内の血族若しくは姻族でないこと</p> <p>③ 暴力団員ではないこと（世帯員含む。）</p> <p>④ 過去にこの事業の補助金を受けていない者</p> <p>⑤ 納付すべき市区町村民税の滞納していない者</p>	
補助の対象事業	<p>○空き家の購入又は賃借に係る次の費用</p> <p>① 賃貸借、売買契約時に必要となる事業者への仲介手数料、所有権移転登記を司法書士等に依頼する場合の費用</p> <p>② 空き家物件への引越しに要する費用</p>	<p>○具体例</p> <p>① 空き家バンク登録物件で契約に必要な費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 賃貸借、売買契約時に必要となる費用</li> <li>・ 所有権移転登記を司法書士等に依頼する場合の費用</li> </ul> <p>② 空き家バンク登録物件への引越しに要する費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 引越し業者による家財道具等運搬費用</li> </ul>
<p>○次の①②の合計（最大10万円）</p> <p>① 仲介手数料・登記費用の3分の1に相当する額（千円未満切り捨て） 限度額 5万円</p> <p>② 引越しに要した費用の3分の1に相当する額（千円未満切り捨て） 限度額 5万円</p> <p>※着工、着手前に申請が必要となります。</p> <p>※空き家バンクに登録した物件に限ります。</p>		